

犯罪被害者等支援条例を制定している政令市における各種支援施策等の概要

基本法における条項	岡山市(全12条) 犯罪被害者等基本条例 平成23年4月1日施行	京都市(全19条) 平成23年4月1日施行	堺市(全15条) 平成25年4月1日施行	神戸市(全11条) 平成25年4月1日施行 平成30年7月1日改正施行	名古屋市(全14条) 平成30年4月1日施行	横浜市(全16条) 平成31年4月1日 施行予定
第二章 基本的施策						
第11条 (相談及び情報の提供等)	・総合窓口	・総合相談窓口	・総合相談窓口	・総合相談窓口	・総合支援窓口	・総合支援窓口
第12条 (損害賠償の請求についての援助等)	—	—	—	—	【見舞金】 ・遺族が損害賠償請求権通りに賠償が受けられない場合に支給	—
第13条 (給付金の支給に係る制度の充実等)	—	【生活困窮者に対する生活資金の給付】 ・殺人、傷害など30万円	—	【支援金】 ・遺族支援金50万円 ・重傷病支援金15万円 【家事援助費の助成】 ・実費の1/2を助成 【一時保育費の助成】 ・実費の1/2を助成 【教育関係費の助成】 ・実費の1/2を助成	【支援金】 (資産要件あり) ・死亡30万円 ・重傷病等(性犯罪被害を含む)10万円 【ホームヘルプサービス】 ・ホームヘルパーの派遣 【配食サービス】 ・1日1回食事を配達	【見舞金】 ・死亡30万円 ・重傷病10万円 ・性犯罪被害見舞金5万円 【家事及び介護支援】 ・実費の9割を助成 【一時保育支援】 ・実費の9割を助成
第14条 (保健医療サービス及び福祉サービスの提供)	—	—	【心理カウンセリング事業】 ・カウンセラーによる心理相談	—	【精神医療支援】 ・医療費自己負担分の半額を支給	【カウンセリングの提供】 ・専門資格を持つ事業所でのカウンセリングの提供
第15条 (安全の確保)	—	—	—	—	【一時避難施設宿泊制度】 ・一時的な宿泊場所を提供	【緊急避難場所の提供】 ・ホテル等の宿泊
第16条 (居住の安定)	【市営住宅の目的外使用】 ・市営住宅の一時的な提供	【被害直後の一時利用住居の提供】 【市営住宅のあっせん】 ・市営住宅の優先入居	【市営住宅の目的外使用】 ・一時避難住宅の提供 ・家賃免除、3ヶ月以内	【緊急転居費の助成】 ・実費を助成 【転居後の家賃助成】 ・実費の1/2を助成 【市営住宅の目的外使用】 ・市営住宅の一時的な提供	【市営住宅のあっせん】 ・市営住宅の優先入居 【市営住宅の目的外使用】 ・市営住宅の一時的な提供	【転居支援】 ・転居費用の実費を助成 【市営住宅の目的外使用】 ・市営住宅の一時的な提供
第17条 (雇用の安定)	—	—	—	【就労準備金の助成】 ・資格等の取得費用 ・実費の1/2を助成	—	—
第18条 (刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等)	—	—	—	—	—	—
第19条 (保護、捜査、公判等の過程における配慮等)	—	—	—	—	—	【弁護士による法律相談】 ・無料法律相談
第20条 (国民の理解の増進)	・広報啓発の実施	・広報啓発の実施	・広報啓発の実施	・広報啓発の実施	・広報啓発の実施	・広報啓発の実施
第21条 (調査研究の推進等)	—	—	—	—	—	—
第22条 (民間の団体に対する援助)	—	—	—	—	・活動資金を助成	—
第23条 (意見の反映及び透明性の確保)	—	—	—	—	・有識者懇談会の開催	—

※各種助成制度については限度有